

役員・評議員ならびに委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬天会の役員・評議員ならびに委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議会に出席したときには、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表6の差額を支払いとする。

(評議員選任・解任委員会の出席)

第4条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときには、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表6の差額を支払いとする。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表6の差額を支払いとする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表6の差額を支払いとする。

(第三者委員の報酬)

第7条 第三者委員が苦情解決・通常入所・優先入所のため委員会等に出席したときには、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表6の差額を支払いとする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支

給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。ただし、自家用車利用の場合は別表6に基づいて支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員ならびに委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

1 この規程は、平成15年3月10日から実施する。

付則

1 この規程は、平成17年5月27日から改定する。

付則

1 この規程は、平成18年3月27日から改定する。

付則

1 この規程は、平成19年12月7日から改定する。

付則

1 この規程は、平成21年1月1日から改定する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から改定する。

附則

1 この規程は、平成28年12月16日から改定する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	10,000円	2,000円

別表3

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長・理事 及び評議員業務報酬等	10,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	2,000円

別表4

名 称	報 酬	実費弁償費
苦情解決	10,000円	2,000円
通常入所	10,000円	2,000円
優先入所	10,000円	2,000円

別表5

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	実 費	10,000円	実 費

別表6

45円×往復距離(100円未満切り上げ)
